やむを得ない事由による老人福祉法の措置について

（2025年愛知自治体キャラバンまとめ）

市町村は、やむを得ない事由（①本人が家族等の虐待や無視を受けている②認知症その他の理由により意思能力が乏しく代理する家族等がいない場合など）により、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所が困難な場合、入所させる措置をとらなければならないこと、同様に訪問介護等の居宅サービスが利用できないとき、措置をとることができることが、老人福祉法で定められている（老人福祉法11条1項2項、12条1項）。33市町村（65%）で何らかの形で行われている。

市町村名		施設（特養）入所							居宅		
		2023年度から継続			2024年度新規			計	2024年度措置		
		虐待	認知症	その他	虐待	認知症	その他		虐待	認知症	その他
合計		37	0	23	43	8	24	135	21	4	4
1	名古屋市	5			2	1		8	10		
2	豊橋市				1			1			
3	岡崎市								4	1	
4	一宮市	3			1			4			
5	瀬戸市				3		2	5			
6	半田市						4	4			
7	春日井市	18		22	4		2	46			
8	豊川市							0			
9	津島市							0	1	1	
10	碧南市							0			
11	刈谷市					1		1			
12	豊田市				2	1		3			
13	安城市				2			2		1	
14	西尾市				1			1			
15	蒲郡市							0			
16	犬山市				2		2	4			
17	常滑市	1			3			4			4
18	江南市				2	3	3	8			
19	小牧市				1	1		2			
20	稲沢市				6		1	7			
21	新城市							0			
22	東海市	2						2			
23	大府市				1			1			
24	知多市							0			
25	知立市							0			
26	尾張旭市							0	1		
27	高浜市							0			
28	岩倉市							0			
29	豊明市				3			3			
30	日進市							0			
31	田原市							0			
32	愛西市							0			
33	清須市							0	4		
34	北名古屋市				3			3			
35	弥富市	1						1			
36	みよし市					1		1			
37	あま市							0			
38	長久手市							0			
39	東郷町				1			1			
40	豊山町				1		2	3			
41	大口町							0			
42	扶桑町	1						1			
43	大治町							0		1	
44	蟹江町							0			
45	飛島村							0			
46	阿久比町							0			
47	東浦町	1			1			2	1		
48	南知多町	1		1				2			
49	美浜町							0			
50	武豊町				1		4	5			
51	幸田町	4					4	8			
52	設楽町				1			1			
53	東栄町				1			1			